

# 令和4年分 山林所得の申告のしかた

## はじめに

- 山林(立木)を伐採し、お売りになった場合の山林所得の申告は、「**申告書第一表、第二表**」及び「**申告書第三表(分離課税用)**」の申告書用紙で行います。  
この場合、山林所得の金額の計算は、「**山林所得収支内訳書(計算明細書)**」で行います。
- この冊子は、「**令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。)と併せてご覧ください。
- 令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで**です。なお、還付申告書は、令和5年2月15日(水)以前でも提出できます。
  - ・ 申告書は、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限(令和5年3月15日(水))**内となるよう、お早めにご送付ください。  
また、**e-Tax**ソフトを利用して申告等データを作成し、送信することもできます。
  - ・ 税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。
- 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。
  - ・ 令和2年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(令和3年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超えている方は、**令和4年分の消費税の課税事業者**に該当します。  
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。  
この場合、**令和5年3月31日(金)までに消費税及び地方消費税の確定申告と納税**を行う必要があります。  
消費税及び地方消費税の申告や納税の手続については、「**消費税及び地方消費税の確定申告の手引き**」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)をご覧ください。
  - ・ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。詳しくは、国税庁ホームページの「**インボイス制度特設サイト**」をご覧ください。



▷インボイス制度  
特設サイト

## 目次

- この冊子では、確定申告書の記載手順と次の事例の記載例、参考として「**山林所得のあらまし**」などを掲載しています。(ページ)

(1) 確定申告書の記載手順	2～3
(2) 【事例1】山林を伐採し、売却したケース	4～13
(3) 【事例2】消費税の課税事業者の方が山林を伐採し、売却したケース	14～15
(4) 【参考1】令和4年分 山林所得のあらまし	16～21
(5) 【参考2】山林所得に対する所得税の税額表など	22～23

**e-Tax**を利用すれば、こんないいこと  
～より**簡単**、より**便利**になっています～

税務署に行く  
必要なし

添付書類の  
添付省略等

還付が  
スピーディ

24時間  
受付



オンライン送信



(注)山林所得がある方は、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけませんが、「e-Taxソフト」で申告書の作成・送信ができます。

詳しくは、**e-Tax**ホームページをご覧ください。